

新しい制度における事例シミュレーション（その1）

2024.6.11 弁護士 青木佳史

【資料作成の趣旨】

新しい制度においては、必要性・補充性に基づく制度の開始と終了を、個別の代理権・取消権ごとに、本人の同意の有無も考慮しながら判断していくことが、制度の根幹とすべきではないかにつき、現在部会において議論されているところですが、具体的にどのようなことを考慮して、個別の代理権・取消権を想定し、それについての必要性・補充性、本人の同意を確認していくのか、共通した具体的なイメージに基づいて、法制化を議論することが何より重要です。抽象的な要件や、一般的な可能性や危険性のレベルだけで議論することは1999年改正時にはやむを得なかったことですが、それから20数年の実務経験を経た現在では、これまでの豊富で多様なケースを想定し、それに基づく具体的な検討を図ることが可能になっています。

そこで、個別の代理権・取消権を基に、必要性・補充性による開始や終了の枠組みを議論していくにつき、これまで典型的に制度が活用されてきた事例パターンについて、新しい制度枠組みを仮に想定して、シミュレーションをしてみることは、要件設定や家裁の判断基準を検討するにおいて有益であると考えます。

については、これまで経験してきた事案や弁護士会に毎年推薦依頼のある多数のケースなどから、以下にケースAからケースGまでをシミュレーションしてみました。

もちろん、個々のケースは個別事情が様々であり、同様の判断にはならない部分もありますが、判断ポイントを考察する上では十分に参考になると思います。

今回のシミュレーションは第一弾とし、今後もさらに部会の議論状況に鑑みて、想定すべきパターンを増やしていきたいと思っています。

なお、シミュレーションにあたっては、新しい制度として、次のような制度を仮に想定しました。

- 意思決定支援の成果や他の制度の活用も考慮し、特定の事項ごとに、障害等の事情、おかれている状況や環境により、自らの確な意思決定ができず、代理・代行権や同意権・取消権の付与が必要な場合に、制度開始をすることとする。
- 制度開始にあたっては、本人の請求・同意に基づくことを原則とするが、本人が同意できない場合（同意能力がない場合）には、高い必要性に基づき制度利用を可能とする。
- 判断能力の程度による類型は廃止し単一の制度とする。
- 判断能力の程度の変化がなくても、制度利用の必要性・補充性等が解消した場合は終了（取消）事由とする
- 全件を有期の制度とし、期間満了時に必要性等を評価し、必要性があれば継続（更新）できることとする。

※ なお、以下のシミュレーションでは、代理権や同意権・取消権が付与される第三者を「後見人」と称しています。従来の「成年後見人」とは全く異なるので、新しい用語が相応しいと思いますが、まだ見つかありませんので、仮に「後見人」と称します。

ケースA ひとり暮らしを支える

- 1 80代の女性、ひとり暮らしのAさん。身寄りは近くになく、認知症が出始めた。身の回りのこともできなくなり、家の中も次第に荒れてきた。年金の出し方がわからなくなり、近所の方が助けられているが、よく通帳もなくし、盗られたと騒ぐこともある。近所からの相談で地域包括支援センターが訪問し、ヘルパーさんなどを入れようとしても、自分でできると拒否する。ある時訪問すると、電気や水道の支払いができず止まっており、食事も取れずに衰弱しているのを発見し、救急搬送で入院となった。
- 2 そこで地域包括、市職員と本人、MSW、民生委員とでケース会議を開き、受診の結果、認知症があり、金銭管理や必要なサービス利用について、自分だけで意思決定していくことが難しい状況にあることが確認された。入院先で落ち着いてきたAさんに、日常生活自立支援事業の契約を勧めたが、拒否をされた。
- 3 在宅生活の維持のためには、入院費用の支払いとその後の在宅時の日常生活支出を含めた金銭管理と福祉サービス利用契約について代理権付与の必要性が高いと判断し、申立てについて本人の理解と同意を求めたが、納得はされなかった。
- 4 そこで市長申立てをして、預貯金と年金の管理、家計の支出の管理及び医療及び介護サービスの利用契約、関連する行政手続について代理権付与を申立てた。自宅は本人の所有であったが、すぐに管理や処分の必要はないため、代理権付与は必要ないと判断した（固定資産税の納付や火災保険保険料は自動引き落とし設定済み）。Aさんのこれまでの生活から（通帳の履歴や自宅内の状況からも）消費者被害や親族への贈与等のおそれはうかがえなかったため、同意権・取消権（以下、取消権、と略する）付与は申立てなかった。地域包括がこれまでの本人の状況や理解力などをまとめた本人情報シートを作成し、医師には代理権を予定するこれらの各事務について、本人に判断能力がどの程度あるかにつき診断書を作成いただき、提出した。
- 5 家裁の審理では、Aさんの面談では明確な拒否はないが本人の同意までは得られなかった。診断書や地域包括作成のアセスメントシートなどから、本人は生活維持のための高度の必要性について理解することができない状態であるとして、高度の必要性に基づき、各代理権付与の審判がなされ、審判の有効期間は5年とされた。
- 6 後見人の候補者は、市長申立てにあたって受任調整会議を行い、年金等の金銭管理と介護サービスの利用により、拒否的な本人との関係を構築して、在宅での生活状態の安定をはかることが目的・課題であったため、社会福祉士が適切であるとの意見を述べ、家裁はこれを踏まえて社会福祉士を選任し各代理権が付与された。
- 7 後見人は、退院にあたり、通帳の管理や各種の支払いを行い、Aさんと話して、ヘルパー利用やデイサービスも導入することとした。その後も定期的に自宅訪問をしてAさんの状況を確認した。Aさんは初めは乗り気でなかったが、利用してみると、人とのふれ合いが楽しくなり、家の中も整理され、次第に落ち着いてサービスも受け入れるようになった。
- 8 審判から1年余りが経過し、Aさんは、様々な支援者との関わりでコミュニケーションも取れ、支援も受け入れるように落ち着いたこと、日常の収支も安定したことが支援会議で確認され今後の金銭管理等は、日常生活自立支援事業を利用することが提案され本人も同意したことから、社協と契約締結を準備した。
- 9 後見人は、代理権付与の必要性が解消したとして、取消の申立てを行い、家裁もこれを確認し、代理権付与が取り消され、後見人は、銀行と社協に引継ぎを行った。

10 5年ほどして、Aさんが自宅内で転倒して入院し、ADLの低下と認知症が進んだことから、施設入所の検討や自宅の管理などが課題になったが、ご本人だけでは意思決定できない状況になったことから、Aさんも同意され、本人申立てにより、施設入所契約と自宅の管理・処分、金銭管理について代理権の付与を申立てた。診断書には、これらの事務についてのAさんの判断能力の程度を評価してもらうとともに、チーム支援で評価したAさんの生活状況や能力を本人情報シートに記載した。

11 家裁の審理では、この5年間で本人へのチーム支援が整っていることから、施設入所の検討はチームで進めることができる一方、自宅の処分などもあることから、司法書士を後見人に選任した。Aさんはリハビリ目的で老健に入所していたが、後見人の選任後、今後の生活場所につきチームで意思決定支援を重ね、自宅近くのグループホームに入ることとなり、後見人は入所契約を代理した。毎月の利用料が年金収入では不足することから、1年ほどして預金が少なくなったところに、本人の同意と裁判所の許可を得て自宅の売却を行った。

12 Aさんは、グループホームで安定した生活を送っており、毎月の収支管理も自動引き落としが中心となったことから、グループホームに金銭管理を委ね、意思決定支援サポーターが定期訪問する市の新しい権利擁護制度を利用することとし、後見人は目的達成をしたとして、代理権付与の取消を申し立て、家裁は権利擁護制度の下での金銭管理状況及び本人の意見を確認の上、必要性解消を確認し、制度利用を終了させた。

その後、Aさんは、グループホームで安らかな最期を迎えた。

ケースB 虐待から守る

- 1 Bさん、80歳、息子と2人暮らし。認知症があり、要介護3で、デイやヘルパーを利用している。息子は無職、最近では飲み代やパチンコ、ギャンブル等で借金が嵩み、Bさんの年金で借金を返済している。そのためBさんの介護サービス利用料の支払いが数ヶ月も滞納となり、家賃の滞納も数ヶ月続いている。Bさんが息子の生活態度に文句を言うと怒って暴力を振るい、日々激しくなっており、Bさんは家を出たいと思っていた。ある日、Bさんの身体の痣に気づいたヘルパーが事情を聞いたところ息子による虐待を打ち明けられたため、事業所から市の虐待対応窓口に通報した。
- 2 市の担当課は、Bさんの訪問調査をした上、直ちにケース会議を開き、Bさんを息子の暴力から守り、適切なサービスが受けられるように、「やむをえない事由による措置」により施設で保護することとした。また、息子が管理している年金・預金を取り戻し、今後のBさんの生活確保のために、金銭管理や医療・介護のサービス利用契約の代理権付与が必要と判断し、本人の同意も得た上で、市長申立てを行った。
- 3 市は申立てにあたって、Bさんの財産状況が不詳であり、息子の使い込み内容も不明であったことから、基本的な財産管理の代理権とともに、財産関係の様々な財産調査や息子の使い込みの返還も可能な幅広い代理権の付与を求めた。また、現在の「やむをえない事由による措置」から契約による入所への移行や医療の必要もあるため、医療及び介護サービス利用契約やこれに付随する行政手続きの代理権も求めた。医師にはこれらの各事務に関する本人の判断能力の程度について診断書を作成いただき、保護先の施設職員に現在の本人の状況について本人情報シートを作成してもらい提出した。
- 4 後見人には、虐待対応の課題として、財産調査、息子への対応などがあることから、弁護士を後見人候補者とする意見を出し、また、虐待対応終了後は、本人の能力回復次第で、市民後見人への交代、もしくは市の権利擁護支援策への移行の見通しを提案した。家裁は、本人に面談し、息子に代わって財産管理などを第三者にしてほしいとの意向を確認し、市の意見を踏まえ後見人に弁護士を選任し、審判の有効期間を3年とした。
- 5 後見人は、息子からBさんの年金が振り込まれる通帳の返還を受け、滞っていた様々な支払を処理した。その他の財産調査も各所に行ったが、特に資産はなかった。息子にはBさんの預金から使い込んだ金額の返還を求めた。Bさんの今後の生活場所は、息子の状況の変化をみて判断することとし、当面は施設入所を継続することとし、入所契約を代理した。
- 6 息子は、市の虐待対応の一環である養護者支援に基づき、負債の整理、就労支援に積極的に取り組み、徐々に精神的にも安定してきた。使い込んだ預金は給料から分割で返済することを後見人と合意した。Bさんとの定期的な面会も落ち着いてできるようになった。
- 7 そこでBさんは自宅に戻り、在宅サービスを十分に利用しながら生活することとして、後見人がケアマネジャーと相談し必要な支援策を整え、市の虐待対応を終結した。
- 8 3年の期間満了まで残り6ヶ月となった時点で、後見人と本人、息子、支援関係者でケース会議を開催し、虐待対応の課題とリスクは解消し、Bさんの金銭管理は年金収入のみであり、認知症がありながらも意思を表明できる力はあるため、介護サービスの利用も含めて意思決定支援でまかなえることを確認し、日常生活自立支援事業に移行することとし、後見人は検討結果を家裁に報告した。
- 9 家裁は、期間満了にあたっての審理において、本人の意向を面談調査し、市の虐待対応課にも意見を聞いた上で、日常生活自立支援事業に移行したことも確認し、必要性が解消されたため、期間満了により終了とした。

ケースC 施設入所の暮らしを支える

- 1 Cさんは、90代の男性で、借家にひとり暮らし。妻に先立たれ、子はない。厚生年金で生活してきて、足らず分は退職金を貯金したのから少しずつ大事に使ってきた。これまではヘルパーさんを使いながら自宅で暮らし、馴染みの喫茶店でモーニングを取って友人と話すのが一番楽しみであった。最近認知症がすすみ、病気も増え、要介護度も4になり、転倒しがちにもなったので、Cさん自身が自宅での夜間の生活が不安になった。ケアマネジャーや遠くに住む姪などと相談して、施設に入所することにした。
- 2 ただ、賃貸住宅の明渡し、施設入所契約や利用料の支払い、年金や貯金の管理をする必要があるが、本人が自力ですることは難しく、また遠くに暮らす姪は支援できないとのことであるため、ケアマネジャーから中核機関に相談したところ、施設入所が落ち着くまでは後見人を選任することを薦められた。Cさんによく制度を説明したところ、Cさんは施設契約や年金や貯金の管理は自分では難しいので後見人に任せたいということになり、姪に申立手続をしてもらうことを依頼した。
- 3 姪は、ケアマネジャーや中核機関に手伝ってもらいながら家裁への申立てをした。代理権としては、施設入所契約、医療サービス契約、自宅の賃貸借契約の解約と明渡し、年金と預貯金の財産管理が必要であるとした。医師にはこれらの代理権を伝えた上で、その事務ごとのCさんの判断能力の程度を診断書に書いてもらった。これまでも騙されて取引をすることはなかったので、取消権の付与は不要とした。後見人の候補者には、本人のこれまでの生活と意向を尊重した施設での生活を確保する点で、市民後見人が適当であると希望を出した。
- 4 家裁は、診断書の記載では本人の認知症は進んでいるとのことであったため、慎重に本人の面談を実施したが、施設に入ることが安心であること、預貯金の管理や支払いも他人に委ねたいこと、借家も返す段取りを頼みたいことなどの意思が確認できたことから、本人の同意に基づき、上記の各代理権を付与することとし、後見人には市民後見人を選任し、施設での生活が落ち着くまでの間として、審判の有効期間を3年とした。
- 5 Cさんは、ケアマネジャーや姪とも相談し、市民後見人と一緒に見学や体験入所もして、自宅から近い老人ホームを気に入ったので、後見人が入所契約を代理した。本人の意向も確認し裁判所の許可を得て自宅の明渡し手続きを進め、年金や預金の管理をして、利用料の支払いは自動引き落とし設定とした。年金収入と普通預金で、毎月の利用料がまかなえることも確認した。その後も定期的に施設に通い、Cさんが施設での生活に馴染んでいるかも確認したところ、施設の生活が単調であることに配慮し、月に一度外出支援を依頼して、以前通っていた喫茶店に通うようにした。
- 6 1年後、後見人は、施設の生活相談員と姪と本人とともに状況を確認したところ、安定した生活になっており、今後は通帳を施設で管理し、利用料は全て自動引き落としとして処理できること、ケアプラン変更や金銭管理状況は、姪に定期的に報告することで確認できること、が確認された。
- 7 そこで後見人は、代理権付与の目的が達成されたことを理由に、取消の申立てを行い、家裁は、事情を確認して、本人面談により意向も確認の上、取消を行った。市民後見人を担った市民の方は、市の新たな権利擁護支援策が始まり、意思決定支援サポーターにも登録したので、Cさんに利用を勧めたところ、Cさんも喜び、引き続き定期的に施設を訪問し、Cさんの話を聞いたり、意思を汲み取る、寄り添い活動を続けた。

ケースD 消費者被害から守る

- 1 Dさんは、女性、80歳代で借家に独り暮らしをしている。息子は別に暮らしているが、仕事が忙しく連絡をしてもなかなか来ない。親戚はあるが、最近はほとんど行き来がない。
- 2 Dさんは、日常生活は概ね自分でできているが、認知症が出てきており、物忘れは多くなってきている。何か頼まれたら断れない性格で、近所の方にお金を貸してほしいと頼まれて貸したが、全く返済してもらえない。自宅にはよく訪問販売が来て、羽毛布団や消火器を買うが、買ったことを忘れてしまい何台も買わされている。最近では電話で勧誘を受けて、下水道の洗浄や外壁の補修も頼んだらしく、高額な工事費を払っている。また、健康食品の入った箱がいくつもあるが、本人には頼んだ記憶がない。
- 3 ご近所つきあいの長い友人が、自宅を訪問してDさんの状況を知って心配し、民生委員もしていたことから、市の中核機関の権利擁護相談を受けるように手配し、自宅に訪問に来てもらって一緒に相談に乗ってもらった。
- 4 Dさんには、普段の生活の支援のために、地域包括支援センターに相談して、要介護認定を受け、在宅サービスの利用を検討するとともに、この地域で作る認知症の見守りネットワークに関わってもらうこととした。また、次に何かの取引が見つかった場合に備え消費生活センターの相談員に事情を報告しておいた。息子にも報告をしたが、あまり危機意識はなく、お任せします、とのことであった。
- 5 数ヶ月後、訪問したヘルパーが、Dさんがダイレクトメールに応募して、毎月定期購入の高額な化粧品を申し込んだことがわかり、Dさんに確認したところ、化粧水がなくなっていたからちょうどいいと思ったが、毎月来るものとは知らず、そんなに高い品とは思わなかったということであった。さっそく業者に事情を話したところ、今後の発送は停止するが、発送分の返金はできないということであった。
- 6 Dさんは、年金収入が多くなく、預貯金も少ないため、今後、介護や医療の費用等が増えることを考えると、誤った契約での出費は避ける必要があったが、見守りだけでは限界もあった。
- 7 そこで、本人と支援チームでケース会議を開いて、見守りの状況、本人の収入資産状況、本人の理解状況も確認し、売買契約やクレジット・ローン契約については、同意権・取消権の付与を家裁に申立て、今後同じ契約をしてしまった場合には、取消することもできるようにすることが提案された。本人も不安であることからそれを希望した。そこで息子に家裁への申立手続きを依頼したが、当面は忙しくてできないということであったため、中核機関がDさん本人による申立てを支援して申立てをした。取消権については、売買契約及びクレジット・ローン契約について付与を申立てた。近所への貸付の心配については、見守りの支援が入ってから全く心配がなくなったことから含めなかった。また、Dさんが多額の現金を持つことを防ぐため、預貯金の金銭管理の代理権の付与も申立てた。後見人には、身近で消費者被害の見守りをしていただくことを期待し、司法書士を希望した。

診断書には、取消権を求める上記契約についての本人の判断能力の程度、金銭管理事務についての判断能力の程度を記載していただき、ケース会議の結果を記載した本人情報シートとともに提出した。
- 8 家裁は、本人に面談し、本人申立ての趣旨や代理権・取消権の意味を説明して理解できていることを確認した上で、過去の取引の経過から、いずれの必要性もあると判断し、売買契約及びクレジ

ット・ローン契約の取消権及び預貯金の管理の代理権を付与し、後見人に司法書士を選任し、審判の有効期間を3年とした。

- 9 後見人は、定期的に自宅訪問をしてDさんと相談して決めた毎月の生活費を届け、ヘルパーさんや見守りネットワークの方々と情報共有してDさんの生活状況を確認し、Dさんとの信頼関係も徐々にできていった。その中で、デイサービスの利用も増えて、一人で日中自宅にいる時間も少なくなり、Dさんが新たな商品の購入契約をすることは少なくなり、見つかったもクーリングオフ期間中に対応できるようになり、取消権を行使するような契約をしてしまうことはなかった。
- 10 ところが半年後、水道管を点検に来たとして業者が訪問し、水道管が詰まっているから清掃が必要とその場で言われ、Dさんは承諾して工事がなされ、10万円を請求される事態が起きた。Dさんは後見人から受け取る生活費以外の大金は持たないようにしていたので、後見人に連絡が入り、業者と話し合いをしたが請求を維持するということがあったため、本人と相談したところ、後悔しており取消したいとの意向であったため、本人名義で取消権を行使した。
- 11 その後、Dさんは次第に認知症が進み、昼夜が逆転する生活になってきたことから、夜間の見守りが必要となったが、介護保険で使える在宅サービスに限界があったため、本人とケアマネジャーと後見人や支援チームで相談し、グループホームへ入居することとした。
- 12 この段階でようやく息子の協力が得られるようになったので、介護契約や通帳の管理は息子がDさんを支援することで進めていくことになった。グループホームの入所契約は長男が手続きをし、利用料は自動引き落としとして全て支払いができ、契約の更新などは息子が見てくれることになった。自宅はDさんの亡夫の名義のままであったが、息子がそのまま管理することになった。
- 13 審判の有効期間である3年の期間満了の時期になったが、グループホームへの入所により、商品を購入する機会がDさんにはなくなったことから取消権の必要性は消滅したこと、金銭管理もグループホームと息子さんで対応できるようになったこと等を後見人から報告をし、家裁は代理権及び取消権をいずれも期間満了で終了した。

ケースE 親族間紛争から本人に適切な生活を確保する

- 1 Eさん、男性、80歳代。妻が癌で死亡してから独り暮らしをしている。子ども3人はそれぞれ独立している。近所を買い物している際に転倒したことがきっかけで、足腰が弱り、要介護認定を受け、介護サービスを利用するようになった。近くに住む二女が、しばしば訪れて世話をするようになった。次第に認知症も現れはじめたので、Eさんに頼まれて二女が銀行からの出金もしていた。Eさんの財産は、自宅不動産、預貯金、有価証券、賃貸アパートの収益物件があった。
- 2 ある時長男がやってきて、二女の世話はなっていない、預貯金や集金した家賃も何に使っているか怪しい、これからは自分がめんどうを見るといって、Eさんの意向もきかずに、長男の家に連れて行ってしまった。その後わずか1ヶ月ばかりで、長男は介護が大変であるとしてEさんを有料老人ホームに入所させた。これを心配した長女や二女が、Eさんに面会に行こうとしたが、施設は「長男から面会させないように指示されているので」として、面会をさせない。
- 3 二女が長男に抗議したところ、長男は自分がEさんの後見人になるとして、預金や有価証券全般の管理、不動産の管理・処分、賃貸借契約の管理・処分、保険契約の更新等、施設入所契約、医療契約についての代理権の付与を家裁に申立てた。長女と二女は、長男が後見人になることに反対し、これまで二女が娘として事実上の支援で安定した生活を送ってきているのであるから、代理権付与は必要なく、今まで通りに、Eさんは自宅で生活することを望んでいるとした。
- 4 家裁は、本人に面談して代理権付与についての意向を確認したが、自宅で住みたいとは言ったものの、長男に遠慮してか、同意・不同意については黙ってしまった。ただ、E自身の財産内容を確認しても、賃貸物件があることや株式があることなどは覚えていなかった。そこで、家裁は、診断書の評価も総合考慮して、Eさんには同意能力がないと判断した。そして、長男と他の兄弟がEさんの財産管理や生活場所につき激しく争っている以上、本人にとって適切な生活場所の確保と財産管理のためには、代理権付与の高度の必要性が認められると判断し、長男の申立てた各代理権を付与することとしたが、後見人には長男を選任せず、紛争性が高い事案として、後見人に弁護士を選任し、預金や有価証券全般の管理、日常的な収支の管理、不動産の管理・処分、賃貸借契約の管理・処分、保険契約の代理権を付与した。また、本人の生活場所の評価のため、もう一人社会福祉士を選任し、医療・介護サービスの利用契約及びそれに付随する行政手続についての代理権を付与した。いずれの代理権付与の審判も有効期間は5年とした。
- 5 弁護士後見人は、抵抗する長男から全財産の管理を引継ぎ、社会福祉士後見人はEさんの自宅に住みたいとの意向を踏まえ、要介護状態などを踏まえた在宅生活の可能性につき支援者を集めてアセスメントをして検討し、介護サービスを十分に使えば自宅での生活が可能との判断になり、元の自宅に戻ることにした。二女は従来どおり、事実上の世話を担ってくれたが、長男と長女・二女との関係修復はできない状態が続いた。その間の賃貸物件の管理や預貯金や有価証券の管理は、弁護士後見人が続けた。
- 6 5年の期間が近づいたため、家裁は、代理権の必要性について検討するため、後見人らに報告を求め、また、子3人から意見を求め、Eさんのケアマネジャーからの報告を受け、本人に面談をした。本人の自宅での生活は安定していたが、認知症は進んでおり、代理権に関する本人の意向は確認できなかった。兄弟間の相互の不信感は解消されず、お互いに自分がFさんを世話すると主張し、財産もどちらかが管理するくらいなら第三者の後見人による管理の方が安心であるということであった。そのため、各代理権付与の必要性は解消されていないと判断し、裁判所は各代理権付与の審判を5年間更新することとし、従来の後見人2名を再度選任した。

ケースF 親なき後の生活を支える

- 1 50代の女性、Fさん。知的障害があり、療育手帳はA。80代の両親と同居しながら、特別支援学校卒業後は就労継続支援B型の事業所に通って暮らしてきた。兄弟はいない。収入は障害年金と工賃であり、母が本人の通帳を管理して、必要な小遣いや生活費を渡し、事業所の昼食代やレク費用などの支払いも代行していた。
- 2 父が病に倒れて亡くなったため、父の遺産相続を母とFさんで行うこととなったが、工夫して説明してもFさんに遺産の内容を理解してもらって判断することが難しかったため、遺産分割協議についての代理権付与の必要性が生じた。そこで、母が申立人となり、診断書には遺産分割協議に関するFさんの判断能力の程度を記載いただき、家裁に遺産分割協議についての代理権の付与の申立てをした。
- 3 家裁が本人に面談したところ、Fさんは、父の財産を分けなくてはならないが、自分ではよくわからないので、誰かに頼むことが必要、という説明は理解できたため、本人の同意があるものとして、遺産分割協議の代理権付与をすることとした。母とは利益相反となるため、後見人には弁護士を選任し、審判の有効期間は3年とした。
- 4 弁護士は、母と協議して、Fさんの将来のために、預貯金と自宅不動産をFさんに相続することで合意し、必要な相続手続を行った。
- 5 自宅は引き続き母とFさんが住むため、固定資産税の納付は母が代行することで足り、父からFさんが相続した預貯金は普段は使うことはなく、これまでどおり障害年金と工賃での生活について母が管理し代行すれば足りるため、新たな代理権付与の必要はなく、代理権付与の目的を達成したことから、後見人は代理権付与取消の申立を行い、家裁は取消しをした。
Fさんは、母と2人で、従来どおりの日常生活を続けることとなった。
- 6 5年ほど経過し、母に癌が発見され入院することとなった。母は自分が亡くなった場合のことを考えると、Fさんのために後見人を選任して、必要な代理権付与をしておきたいと考え、B型事業所の職員から障害者基幹相談支援センターに相談してもらった。
その結果、Fさんが独り暮らしとなった場合に、これまで母が家事全般をしてきたので、なかなか自分で家事をこなせず、家事援助などのヘルパー利用が必要となるため、そうした契約の代理権が必要と考えられた。また、母が遺した預金の相続手続をし、その後の金銭管理もFさんだけでは難しく、財産管理の代理権も必要であると考えられた。また、母としては、1人になった場合にはグループホームの利用をさせたいとの意向もあったことから、施設入所契約の代理権も必要と考えられた。
- 7 家裁に後見人を選任してもらい、こうした代理権を付与することを、母と相談支援員からFさんに説明したところ、Fさんは、父の時のことを思い出して同意をしたので、母が申立て手続を行い、家裁に、相続手続、金銭管理、自宅不動産の管理・処分、また福祉サービス利用契約の代理権の付与を申し立てた。今回の診断書ではこれらの各事務に関する判断能力の程度を評価いただくとともに、支援者間で共有した本人の生活能力などを本人情報シートにまとめたものを提出した。後見人には、以前になってもらった方を再度希望した。家裁は、前と同じ後見人を選任し、審判の有効期間を3年とした。
- 8 母は、それから数ヶ月後に亡くなった。母の葬儀はB型事業所の職員や後見人が手伝ってFさんと一緒に執り行った。後見人は、その後、母の相続手続を行い、通帳の管理や各種の支払いを行い、ヘルパー利用契約を代理した。ただし、日常生活のことは金銭管理を含めてできるだけ本人が

決められる力をつけるようにするため、相談支援専門員をつけて、B型事業所の相談員とともに、日常的な金銭管理やサービス利用を自分でできるように相談助言を受けるようにした。

9 次第に、自分で決めてできることが増えてきてFさんは自信が出てきたことから、市が新しく制度化した権利擁護支援の制度の利用を申し込み、普段の通帳の金銭管理を、B型作業所の職員と意思決定支援サポーターの支援で行い、市の機関から定期的なチェックも受けることとした。

10 5年の期間の満了の前に、Fさんの現在の状況を支援チームと本人と後見人で評価したところ、現在の支援体制があれば、金銭管理やサービス利用契約もFさんを支援しながらできる見込みとなり、また、自宅での生活も継続することとなった。今後、グループホームへの移行などにより、自宅の管理処分や相続した預金の管理が必要になるまでは、後見人の代理権の必要性はないとの評価で一致したため、家裁は、期間満了により代理権付与の審判を終了した。

ケースG 遷延性意識障害となった方を支える

- 1 50代の男性、Gさん。会社勤務をし、妻と子ども2人の4人で暮らしていた。管理職となり、繁忙期に遅くまで残業をした帰り駅から自宅まで自転車で帰っていたところを自動車にはねられる交通事故に遭う。救急搬送されたが、頭を強く打っており一命は取り留めたものの、意識は回復せず、半年経過しても言葉を発することはできず、自力で手足が動かせず、食事も鼻腔栄養となった。周囲からの呼びかけには目や手足で反応することができる程度であった。痰の吸引を含めた医療的ケアが必要なため、福祉施設への入所も難しい状況である。
- 2 Gさんには、交通事故の賠償請求、労災の申請、生命保険・医療保険の申請、障害年金の申請、住宅ローンの返済、入院代の支払い、家族の生活費の確保、子どもの学費の工面、会社の退職手続など、様々な対応と手続が必要になったが、妻がGさんの名前を代行してできることもあったが、本人の意思表示ができない以上、法定代理人を付ける必要のある手続も多くあった。
- 3 そこで、Gさんの妻は、家裁に必要な代理権付与の申立てをすることになった。まず、交通事故の示談交渉・訴訟、労災の申請、保険金の申請（住宅ローンの団体信用保険の適用を含む）についての代理権が必要であった。また、Gさんが事故前から保有していた預貯金や有価証券の管理をし、そこからの家族の生活費や学費の負担、症状固定後の入院費等の支払いをする財産管理の代理権も必要であった。障害年金申請や会社の退職手続については、妻による事実上の代行が可能であった。入院して動けない生活であるため、取消権付与は全く不要であった。
- 4 Gさんの妻は、家裁の申立書式の中にある代理権目録から、現在、Gさんのために必要となっている上記の代理権を全て選び出し、診断書にはこれらの事務に関する判断能力の程度を評価していただき、申立てをした。妻は、自分でこれらの代理権を担う自信がなかったため、後見人には弁護士を選任を希望した。また、様々な課題と手続が終わった後は、自分が後見人を引き継ぎたいとした。

家裁は、診断書などから、Gさんは、代理権の付与につき理解をして意思表示することは困難であると判断し、本人の同意能力はないものとし、一方で申し立てられた代理権を付与することはいずれも本人の今後の生活や治療のために必要不可欠な高度の必要性があるとして、妻の申立てた代理権付与を認め、弁護士を後見人に選任し、審判の有効期間を5年とした。
- 5 後見人は、加害車両の保険会社と賠償の交渉を進め、労災申請を行い、高度障害に基づく各種保険申請を行った。住宅ローンは団体保険適用を申請し完済となり、自宅マンションは、妻と子どもらが住み続けられるようになった。妻が代行した障害年金は厚生年金1級が認められ、障害者医療などによる負担軽減がなされた。妻と子らの生活費は、これまでの預貯金と保険金請求、労災年金で賄えることができる見込みとなった。労災認定がなされ、各種保険金も支払われたが、交通事故は過失割合につき交渉が決裂し、訴訟をせざるをえなくなったが、一審で和解となり、賠償金が支払われた。
- 6 審判から3年が経過し、弁護士後見人に付与された代理権の課題は終了することとなった。Gさんは、言葉はなお発することはできなかったが、家族のことは目で追って理解できるようになり、マンションの一部を改造して自宅に戻ることになったが、その改造費などの工事請負契約を代理する必要が生じたため、後見人は家裁に必要性を疎明した資料をつけて代理権の付与を追加申請し、数週間で付与の審判がなされた（有効期間はその他の従前の代理権の終期と同じとされた）。
- 7 また、退院して自宅に戻れば、在宅医療と障害福祉サービスの利用や将来の介護保険サービスの利用が見込まれるため、医療・福祉サービスの利用契約の代理権の付与を行う申立てを行い、これについては現在の後見人ではなく、Gさんの妻を後見人として代理権付与することを希望する追加

申立てを行い、家裁から速やかに追加付与がなされた（審判の有効期間はその他の従前の代理権の終期と同じとされた）。

8 こうしてGさんは退院して自宅に戻り、毎日長時間のヘルパー派遣や訪問看護、訪問医療などを受けながら、妻と在宅での生活を送ることができるようになった。子どもらは、大学を卒業して就職して自立できるようになったため、自宅ではGさんと妻の生活となった。

9 審判から5年間を経過することとなり、今後の生活の見通しを福祉サービス事業者、主治医、訪問看護、計画相談員、妻、弁護士後見人等で支援会議をして評価したところ、預貯金と有価証券の管理は残るものの、その他の弁護士後見人に付与した代理権は全て解決終了していること、今後の福祉サービスや医療契約の代理権は引き続き妻が持つことでやれることが確認された。そこで、保険金、賠償金などで高額になった預貯金を信託契約に付して、厚生年金の収入では不足する生活費を定期金として毎月受領する設定をし、妻には日常的な金銭管理の代理権を追加で付与してもらうことで、弁護士後見人の代理権は終了させることができるとの見立てとなったため、これを家裁に報告した。

家裁は、こうした弁護士後見人とGさんの妻の意見を聞き、本人の状況を面談で確認し、自宅での支援状況を障害者計画相談員から報告を受けた結果、弁護士後見人の代理権は5年の期間で終了させ、Gさんの妻に付与した医療・福祉サービスの代理権を10年間の期間で更新し、新たに弁護士後見人に信託契約締結の代理権を、Gさんの妻に日常的な財産管理の代理権を付与した。審判の有効期間は、信託を1年、財産管理を10年とした。

10 その後、弁護士後見人は速やかに定期支払金を定める信託契約を締結して預貯金を移し、家裁に報告して代理権の取消を受けた。Gさんは、後見人となった妻による世話と介護サービス事業者や訪問医療の支援チームの支えにより、在宅での安らかな生活を継続し、何度かの入退院を繰り返しながら、天寿を全うした。